

○大阪公立大学（仮称）ロゴマーク使用承認基準

（趣旨）

第1条 この要項は、大阪公立大学（仮称）（以下「本学」という。）のロゴマークの使用承認基準を次のとおり定めるものとする。

（ロゴマーク）

第2条 ロゴマーク及び寸法、色彩は、ロゴマーク使用ガイドラインのとおりとする。

（使用目的）

第3条 ロゴマークは、次に掲げる目的において使用することができる。

- (1) 本学の教育、研究及び地域貢献活動に関すること。
- (2) 本学の事業及び業務の遂行に関すること。
- (3) 本学の知名度の向上やアイデンティティの確立に関すること。
- (4) その他大阪公立大学（仮称）学長予定者※（以下「学長予定者」という。）が特に必要と認めるもの。※2022年3月31日までは公立大学法人大阪広報課長が代行を務める。

（使用手続き）

第4条 使用承認を受けようとする者は、ロゴマークの使用開始日の2週間前までに、申請書及び掲載予定原稿、見本等を学長予定者あてに提出しなければならない。

2 本学教職員及び学生がロゴマークを使用しようとするときは、第1号様式により事前に学長予定者に申請しなければならない。

3 前項に規定する以外の者がロゴマークを使用しようとするときは、第2号様式により事前に学長予定者に申請しなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する場合、申請書の提出は不要とする。

- (1) 教職員がロゴマーク使用ガイドラインに掲載している名刺テンプレートを使用する場合
- (2) ロゴマーク使用ガイドラインに掲載している封筒及びPowerPointテンプレートを使用する場合
- (3) 学内のみに配布する資料、学会やポスター発表、それにかかるチラシ等に使用する場合

（使用許可等）

第5条 学長予定者は、前条第2項及び第3項の規定により申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを許可するものとする。

- (1) 使用目的が第3条各号に掲げる基準に満たない場合
- (2) 本学の信用又は品位を傷つけ、又はそのおそれがある場合
- (3) 公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
- (4) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがある場合

(5) 申請者の単なる個人的利益のために使用する場合

(6) その他学長予定者が適当でないとする場合

(使用承認)

第6条 学長予定者は、使用を承認することに決したときは、申請者に対しその旨を電子メールで通知する。

2 使用にあつては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 使用開始は使用を承認した日以後とし、使用は承認を得た範囲に限るものとする。

(2) 使用にあつて、本学は一切の経費を負担しないものとする。

(3) 当初の申請内容に変更が生じた場合は、直ちに文書により届け出ること。

(4) 当該事業終了後、速やかに実施報告（ロゴマークを使用した印刷物、物品（写真等でも可）を添付）を提出すること。但し、申請時に見本を提出済の場合は不要とする。

(遵守事項及び禁止事項)

第7条 ロゴマークの使用にあつては、ロゴマークの品位及び尊厳の保持に努めるとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ロゴマークの形状及び寸法は改変しないこと。

(2) 本学の許可なしにロゴマークを第三者に使用させないこと。

(3) 申請時の使用目的を超えて使用しないこと。

2 ロゴマークの使用に際する禁止事項は、「ロゴマーク使用ガイドライン」のとおりとする。

(使用停止又は使用許可の取消し措置)

第8条 学長予定者は、使用許可を受けロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）がこの要項に違反し、若しくはその趣旨に反すると認められるとき、又は次のいずれかに該当するときは、使用者に対してロゴマークの使用の停止又は使用許可の取消し措置をとることができる。

(1) 当該使用承認申請書等の内容に虚偽があったとき。

(2) 実施内容が申請内容と著しく異なるとき。

(3) 本学が付する当該使用承認の許可条件に違反したとき。

(4) その他、使用させることが不適切と認めるとき。

(事務)

第9条 この要項の運用に係る事務は、広報課において処理する。

(特記事項)

第10条 申請者がロゴマークを使用した物品等を販売することによって、相当額の収入を得る可能性がある場合は、使用料等について別途協議を行うものとする。

(施行細目)

第11条 この要項に定めるもののほか、シンボルマーク・ロゴの取扱いに関し必要な事項は、学長予定者が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年6月14日から施行する。